



シンガポール法人税計算書の読み方 — どこを見れば良いのか? —

AGS Consulting Singapore Pte. Ltd.

船津 博之

1.はじめに

今年もシンガポールの法人税申告の時期が近づいてきました。法人税の申告期限については、書面申告は会計年度終了日の属する年の翌年11月30日、オンラインでの申告については翌年12月15日までにCORASに申告することとなっています。日系の会社ですと、今回、2018年3月期や2018年12月期の申告が多いかと思えます。「2018年3月期の申告を今ですか。」という声もよく聞きますが、原則、決算日後2か月以内という日本の法人税申告期限と比べると、確かにかなりの違いがあります。

その法人税申告について、会社のTax Agentから、ちょうど提出前の法人税計算書を見ている方もいらっしゃるかと思います。今回は、普段見慣れていない法人税計算書について、会社担当者の方向けに、その構成とポイントを全体的な視点で解説していきたいと思えます。

2.計算書の全体構成

では、早速、法人税計算書(Tax Computation)の全体構成をみていきましょう。まずは、次頁サンプルの法人税計算書、『①税引前当期利益』からどのように『⑧会社全体の所得』となっていくのか、その経緯を追っててください。

(サンプル次頁)

3.どこを見れば良いのか?

では、次に法人税計算書のどこを見れば良いのかというと、重要なことは、まずは“全体的にみること”、そして、会社の財務状況から“大きな違和感を感じないか”、というところになります。実際には、下記のポイントに注目すると良いでしょう。

i)実効税率はどのくらいか?

実効税率は、法人税額(サンプル中“E”)÷税引前当期利益(サンプル中“①”)で計算ができます。シンガポールの法人税率は17%ですが、キャピタルゲイン非課税や部分所得免税、後述のTax Rebateの税額控除制度などにより、実効税率は17%より低くなる会社がほとんどです。サンプルの計算書では、実効税率は5.6%(法人税額S\$1,7000/税引前利益S\$30,050)となっています。

Singapore Income Tax Computation

	S\$	S\$	Sch	
Profit before Tax per Accounts		30,050	P/L	① PLの税引前利益額
Less: Separate source of income				② 事業と関係ない受取利息や家賃収入などを区分するため、これらの収入を減算
Interest income	(200)		1	利息収入を減算
		(200)		
Add: Non-tax deductible expenses				③ 税務上の費用とならない費用を加算
Depreciation	400		2	減価償却費は一旦全額を加算
Fine & Penalties	50		3	罰金を加算
		450		
Adjusted profit		30,300		④ 調整後の金額 I
Less: Capital Allowance for YA2019				⑤ 税務上認められる減価償却費/キャピタルアロワンスを減算(後述)
Section 19A(1)	(500)		4	
		(500)		
Adjusted profit after capital allowances		29,800		⑥ 調整後の金額 II : 事業から生じた所得
Add: Separate source income:				⑦ ②で区分けした所得について課税されるものを計算
Interest income		200		課税となる利息収入を加算しなおす
Chargeable income before exempt amount		30,000		⑧ 会社全体としての所得を計算
<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>				
Less: Exempt amount				A 部分所得免税の適用
- First S\$10,000; 75% of the income		(7,500)		
- Next S\$20,000; 50% of the income		(10,000)		
Chargeable income after exemption		12,500		B 免税適用後の最終所得金額
Tax thereon at 17%		2,125		C B*法人税率17%
Income tax rebate		(425)		D Tax Rebateの税額控除(後述)
Net tax payable		1,700		E 法人税納税額

計算書に添付されているスケジュール表の番号に連動。詳細はスケジュール表を見ればよい

AGS作成

ii)加算、減算調整のTOP3 を把握

法人計算書の加算・減算調整について、金額が大きいTOP3程度を把握をしておきましょう。計算書に添付されているスケジュール表(“Sch”の列)の該当番号をみると調整内容の補足説明があるので、該当するスケジュール表も参照すると良いでしょうか。

iii)非課税・免税の適用状況を確認

シンガポールでは、キャピタルゲインやスタートアップ企業、海運事業などに対する非課税や免税の制度があり、これらは実効税率を下げる大きな要因となります。また、シンガポール国外で発生した所得(例えば、国外の会社に対する貸付金利息など)については、一部例外を除き、シンガポールへの送金時まで課税を繰延べる制度となっており、この国外源泉所得についても、実効税率を下げる可能性があるため、確認をしておきましょう。

iv)期中イベントの確認

期中に資産の売却、引当金や減損損失の計上など、会計上のイベントがあった場合、その税務調整を確認してインパクトを把握しておきましょう。特に多いのは、株式、棚卸資産を含む資産の減損損失や、株式売却による譲渡損益があると思います。これらは、その内容により、税務調整が必要なケースと必要でないケースに分かれるため、担当者として、加減算の結論だけでも押さえておきましょう。

v)前期比較と当期の法人税額予測

上記 i)からiv)を把握したあと、前期の法人税計算書と比較をしてみましょう。比較にあたっては、まず実効税率を比較してみるのが良いでしょう。実効税率に大きく違いがあった場合、法人税計算書の加算・減算調整のTOP3を見てみれば、おおよその理由が分かると思います。

なお、2018年賦課課税年度(YA2018)までPIC制度と呼ばれる一定要件を満たす対象支出額について、400%損金算入などの優遇制度が認められていました。過去の申告においてPIC制度の損金算入制度の適用をした場合は、その年度の実効税率が低くなっている可能性があるため、留意して下さい。これら過去の比較をしたうえで、当期の損益計算書を見て、おおよその実効税率と法人税額が見込むことができれば、今後の資金繰り計画などに役立てられるでしょう。

4.その他のチェックポイント

その他、申告に先立って、いくつかのポイントをご紹介できればと思います。

- Capital Allowance: シンガポールでは、固定資産の減価償却費は、資本性があるものとして、原則、税務上の費用としては認められていません。しかし、政策的配慮から、一定の設備・器具備品等については、Capital Allowanceとして所得控除が認められています。実際の調整方法は、サンプルの計算書“③”にて一旦、減価償却費の全額を加算して、“⑤”にて再度、Capital Allowanceを税務上の費用として減算をしています。
- Tax Rebate: 今年の申告(YA2019)まで“Tax Rebate”として、法人税額の20%について、S\$10,000まで税額控

除が適用されます。現時点では今期限りでTax Rebateの適用は終了するため、来年度の申告との比較において留意しましょう。

- Double Tax Deduction／DTD: シンガポール国外への販路拡大を目的とした海外出張費や展示会の出展費については、対象となる支出額の200%損金算入が認められています。海外出張の多い営業員がいる会社はこの制度の適用について確認すると良いでしょう。

5.最後に

法人税計算書をチェックする時は、全体像を把握したうえで、金額の重要性の高いものから確認していけば、およそのポイントや傾向がつかめると思います。今回は、個別論点は深く解説出来ませんでした。本記事が皆さまの法人税計算書の理解の一助になれば幸いです。

AGS Consulting Singapore Pte.Ltd.

船津 博之

(副支社長／日本国税理士資格保有者)

日本の大手税理士法人において国際税務業務を経て、AGSグループに入社。現在、シンガポールにおける会計税務、国際税務、内部統制業務を中心に日系企業の進出を総合的にサポートしている。